

振動規制法に基づく規制地域の変更の概要

1. 目的

振動規制法に基づく規制地域は、住民の生活環境を保全するために振動を防止する必要があるとして指定された地域であり、規制地域内においては、工場等に設置された一定規模以上の施設や著しい振動を発生させる建設工事などが規制の対象となります。

振動規制法に基づく規制地域の指定についての事務は、平成24年に権限が北海道から本市に移譲され、これまで規制地域の変更はありませんでしたが、「塩谷トンネル付近の用途地域の変更」及び「朝里川温泉地区、築港臨港地区周辺における土地利用状況の変化」があったことから、振動規制法第3条第1項に基づき、規制地域の指定の見直しを行います。

2. 変更する時期

令和4年3月下旬

3. 規制地域の区域区分

規制地域の各区域の考え方は、下表のとおりとなっております。

第1種区域	<ul style="list-style-type: none">・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	<ul style="list-style-type: none">・住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

4. 変更の概要

(1) 塩谷トンネル付近の規制地域の変更

・塩谷トンネルの開通に伴い、令和3年3月に都市計画用途地域の変更があったことから、変更後の用途地域図に従い、現在の都市計画用途地域と振動規制地域を一致させるもの。

○変更点（旧トンネル出口周辺）：振動規制第1種区域⇒無指定区域

(2) 朝里川温泉地区の規制地域の変更

・朝里川温泉地区では、新幹線のトンネル工事が進められていますが、特別養護老人ホーム朝里温泉周辺は、新幹線のトンネル出口と近接していることから、北海道が新たに「新幹線騒音の環境基準の類型を当てはめる地域」に当該施設周辺を指定（令和3年10月29日付け北海道告示第698号）したことに合わせ指定するもの。

○変更点（特別養護老人ホーム朝里温泉周辺）：無指定区域⇒振動規制第1種区域

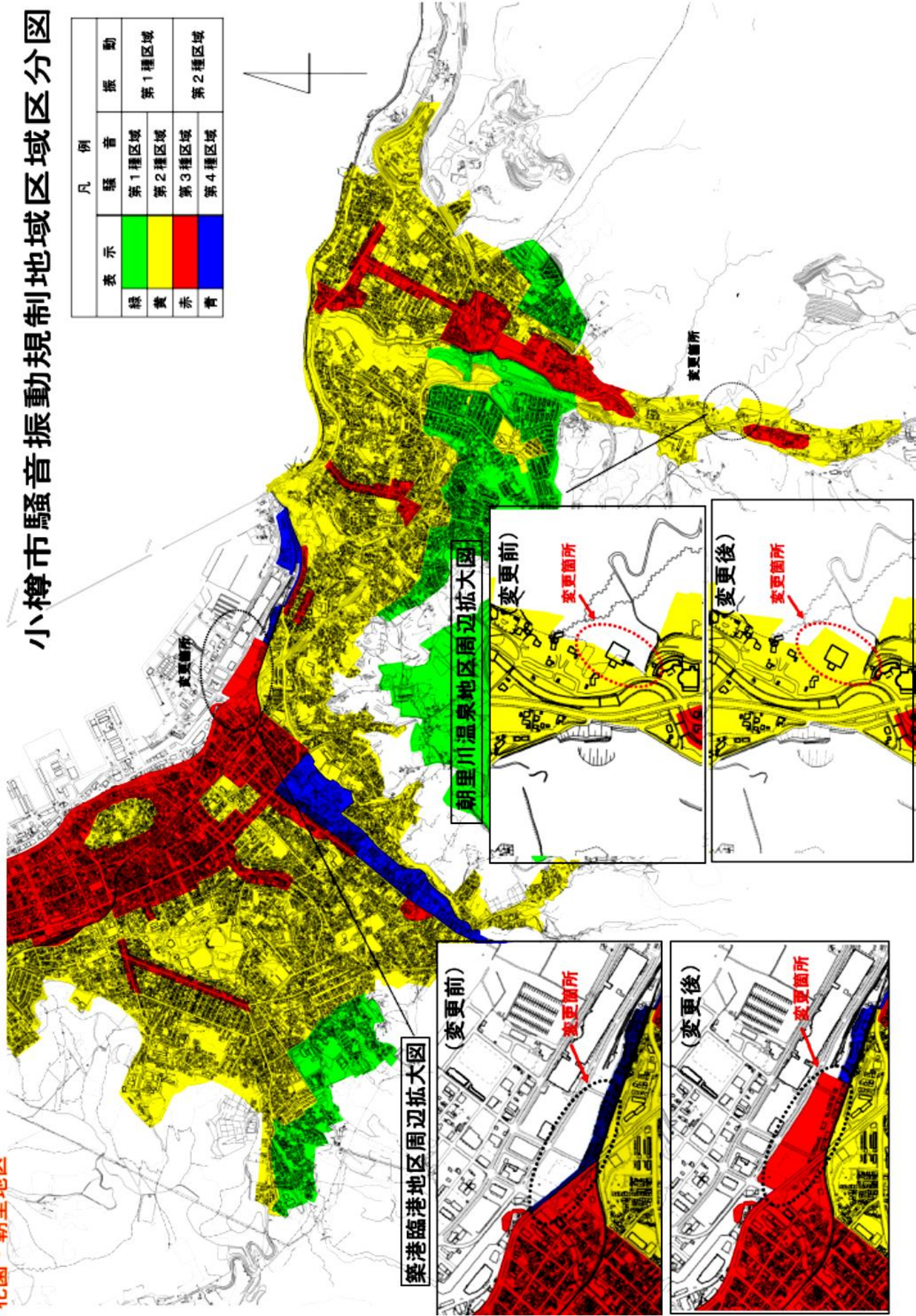
(3) 築港臨港地区周辺の規制地域の変更

・済生会小樽病院周辺は、平成24年に規制地域の指定の事務の権限が北海道から本市に移譲された時点では、臨港地区内で土地利用がなく規制地域として指定されていませんでしたが、平成25年に済生会小樽病院が建設され、その周辺に老人施設等が建設されるなど、土地利用状況に変化があったことから、地域の実情に鑑み、当該病院等の周辺を新たに指定するもの。

○変更点（済生会小樽病院周辺）：無指定区域⇒振動規制第2種区域

小樽市騒音振動規制地域区域区分図

凡 例		騒 音 振 動	
表 示	緑	第 1 種 区 域	第 1 種 区 域
	黄	第 2 種 区 域	第 2 種 区 域
	赤	第 3 種 区 域	第 2 種 区 域
	青	第 4 種 区 域	第 2 種 区 域



築港臨港地区周辺拡大図



朝里川温泉地区周辺拡大図



小樽市騒音振動規制地域区域区分図

凡 例	
表 示	騒 音 振 動
緑	第1種区域
黄	第2種区域
赤	第3種区域
青	第4種区域

塩谷トンネル付近拡大図

